

コンプライアンス宣言

宣言日：平成 24 年 4 月 4 日

徳島信用金庫は、お客様や社会の信頼にお応えするため、信用金庫のもつ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、高い見識と倫理観をもち、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして企業活動を遂行してまいります。コンプライアンスを礎となす風土を確立するため、役職員総意の下に「コンプライアンス宣言」を策定し、遵守することを宣言いたします。

1. 徳島信用金庫の役職員は、お客様・会員の皆様・地域の皆様をはじめとする社会の信頼にお応えするため、コンプライアンスを全ての行動の原則とし、法令・社会の規範および庫内規定等を厳正に遵守します。
2. 徳島信用金庫の役職員は、お客様との取引に際して、信用金庫法を始めとする金融取引にかかる法令等に基づく適正な処理を行うため、これらの法令等に関する知識の向上に努めます。
3. 徳島信用金庫の役職員は、お客様に関する情報の取り扱いに細心の注意を払い、外部への漏洩等が発生しないよう適切に管理します。
4. 徳島信用金庫の役職員は、組織内コミュニケーションを重視し、風通しの良い職場づくりに努めるとともに、コンプライアンスに違反する行為またはその疑いのある行為に対して厳正に対処します。
5. 徳島信用金庫の役職員は、反社会的勢力等に対して、常に毅然とした態度で臨み、万一、反社会的勢力等が介入してきた場合は、関連部署および警察当局等と連携し、適切な処置を実施します。

徳島信用金庫は、役職員がこれに反した場合は、事実関係の調査、対応策の策定等、庫内規定にしたがって、必要な措置を講じます。

平成 28 年 6 月 21 日

徳島信用金庫
理事長 山本 忠義